指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名：日本電気株式会社（法人番号：7010401022916）
　　業者の住所：東京都港区芝５－７－１

２．指名停止措置期間：平成２９年　３月２２日から
　　平成２９年　６月２１日まで（３か月）

３．指名停止措置の範囲：東海防衛支局管轄区域
　　（愛知県、岐阜県及び三重県）

４．事　実　概　要：
　日本電気株式会社は、中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置等の製造販売をめぐり、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成２９年２月１５日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

５．指名停止措置理由：
　上記事実が、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１。以下「指名停止措置要領」という。）付表第２第５号（下記参照）に該当する。
　なお、指名停止措置期間については、課徴金減免制度が適用されたことから、当該制度の適用がなかったと想定した場合の２分の１の期間とする。

指名停止措置要領　付表第２

措　置　要　件	期　間
（独占禁止法違反行為） ５　対象区域内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第１２号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から ２月以上９月以内